

大隅肝属広域事務組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

令和5年6月28日

大隅肝属広域事務組合規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、管理者とし、管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。